

○事業者の方へお知らせ○

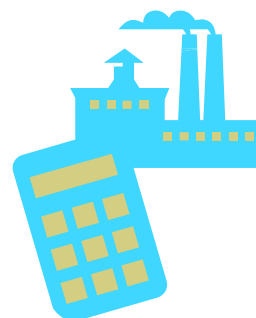
半島における平成27年度からの新たな特別措置について

平成27年度の半島振興法及び関連省令の改正により、半島地域における地方税の不均一課税の対象となる業種の拡充と適用期限の延長がなされました。

渡島半島の一部である森町についても「産業振興促進計画」を策定のうえ関係大臣に提出し、地区指定を受けましたので、地方税の不均一課税の拡充が適用されるとともに、従前から措置されてきた国税に係る特別措置についても引き続き適用されます。

事業者の方が整備する設備について、上記の産業振興促進計画に適合する設備かどうかについては、事前に商工労働観光課へお問い合わせください。

また、地方税の特別措置について、詳しい内容については税務課へお問い合わせください。



①見直し後の地方税の特別措置

地域指定	対象税目	業種	事業の用に供する新增設による施設又は設備の取得価額	免除の種類	期間
半島地域	事業税 不動産取得税 固定資産税	製造業	(資本金) (取得価額) 1,000万円以下 500万円以上	不均一課税	3年間 ※不動産取得税は当該年度のみ
		旅館業	~5,000万円以下 1,000万円以上		
		情報サービス業等	5,000万円超 2,000万円以上		
		農林水産物等販売業	(資本金) (取得価額) ※資本金による取得価額の変動なし 500万円以上		
<参考> 過疎地域	事業税 不動産取得税 固定資産税 個人事業税	製造業	2,700万円超	課税の免除 不均一課税	3年間 ※不動産取得税は当該年度のみ
		情報通信業等			5年間
		旅館業			
		個人の営む畜産業、水産業	—		

(注) 産業振興計画に係る地区指定によって半島の特別措置の活用が可能になった地区では、過疎及び山村振興の特別償却制度(国税)を活用することはできませんが、地方税の課税免除及び不均一課税に係る措置については、引き続き過疎地域に係る課税免除措置を活用することができます。(ただし、2つの制度を同時に適用することはできないため、事業者はどちらかの措置を適用するかを選択することとなります。)

②【参考】国税の特別措置

製造業・旅館業

(1) 対象 ①資本金 5,000 万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る取得等

②資本金 5,000 万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る新增設による取得等

(2) 取得価額の下限値 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が以下に示す下限値以上である場合

事業者の資本金規模	資本金 1,000 万円以下	資本金 1,000 万円超 5,000 万円以下	資本金 5,000 万円超
取得価額の下限値	500 万円以上	1,000 万円以上	2,000 万円以上

(3) 割増償却の償却限度額 機械・装置…普通償却限度額の 32% 建物・附属設備、構築物…普通償却限度額の 48%

(4) 割増償却期間 5年

情報サービス業等・農林水産物等販売業

(1) 対象 ①資本金 5,000 万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る取得等

②資本金 5,000 万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る新增設による取得等

(2) 取得価額の下限値 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円以上である場合

(3) 割増償却の償却限度額 機械・装置…普通償却限度額の 32% 建物・附属設備、構築物…普通償却限度額の 48%

(4) 割増償却期間 5年

※取得等とは、取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属施設にあっては、改修(増築、改築、修繕又は模様替)のための工事による取得又は建設を含む。

(注) 産業振興促進計画に係る地区指定によって半島の特別措置の活用が可能になった地区では、過疎及び山村振興の特別償却制度を活用することはできません。

●租税特別措置を活用するための事務手続きについて●

事業者の方には、平成27年4月1日以降の設備投資の内容が「森町産業振興促進計画」に適合したものであるかどうかを、税務申告前に森町へ指定の様式により確認申請を行っていただきます。計画への適合が確認できた場合には森町から確認書を発行します。(事業者は、確認書を税務申告の書類に添付した上で税務申告を行います。)

お問い合わせ先			
半島振興法全般に関すること	産業振興計画及び計画確認	地方税(固定資産税)	国税の特別措置
森町役場企画振興課 01374-7-1283(直通)	森町役場商工労働観光課 01374-7-1284(直通)	森町役場税務課 01374-7-1082(直通)	八雲税務署 0137-63-2148